

## 第2節 風害予防計画

### 主な実施機関

市町村，県（農林水産総合技術支援センター，森林整備課），  
四国森林管理局（徳島森林管理署），西日本電信電話（株），  
㈱NTTドコモ四国，四国電力（株）

#### 第1 保安林整備計画

風害，飛砂，潮害等防止のため保安林の適正な管理を行い，災害の防除軽減を図るものとする。

#### 第2 農作物の被害予防対策

風害を予防するため，防風ネットや防風林等を設置する。また，被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では，幹や枝の誘引による作物体の折損防止，水田深水による倒伏防止対策等を講じ，被害の軽減を図るものとする。

さらに，各種施設については施設の補強，被覆資材の飛散防止対策を十分に行い，施設内外の被害防止を図るものとする。

#### 第3 通信施設の防災対策

電気通信設備については，弱体設備の早期発見に努め，設備の補強措置を講じるほか，計画的な設備更改を行い，設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

#### 第4 電力設備の防災対策

電力設備については弱体設備の補強を行うほか，強風時においては，予防巡視を実施するとともに，ルートを選定，支線の増強，電柱の根入れを規定値以上にする等，補強措置を講ずるものとする。